

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県選挙管理委員会
異議の申出について決定した件八件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第十一号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関し、神奈川県鎌倉市津西一丁目二十四番十四号水野千代子から提起された異議の申出について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六条第一項において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十七条第一項の規定により同年十二月二十二日次のとおり決定し、公職選挙法第二百十五条の規定に基づき告示する。
平成二十七年一月二十日

決 定 書

異議申出人

住所 神奈川県鎌倉市津西一丁目二十四番十四号
氏名 水野 千代子

右記異議申出人から平成二十六年十一月五日及び平成二十六年十一月九日付けをもって提起された平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。
決定の理由

当委員会は、以下の理由からこの異議申出が不適法であるため、平成二十六年十二月

二日付けで、平成二十六年十二月十七日までに補正することを命じたが、この期限までに補正がなされなかった。

- 一 表題に記載誤りがあること。
- 二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六条第一項の規定により準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項第四号に規定する「異議申出の趣旨及び理由」に関する主張が明確に記載されていないこと。
- 三 同じく行政不服審査法第十五条第一項第三号に規定する「異議申出に係る処分があったことを知った年月日」が記載されていないこと。
- 四 申出人が選挙人であることが確認されなかったこと。

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福島県選挙管理委員会告示第十二号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関し、大阪府大東市三箇二丁目二番十九号青木奈津紀から提起された異議の申出について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六条第一項において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十七条第一項の規定により同年十二月二十二日次のとおり決定し、公職選挙法第二百十五条の規定に基づき告示する。
平成二十七年一月二十日

決 定 書

異議申出人

住所 大阪府大東市三箇二丁目二番十九号
氏名 青木 奈津紀

右記異議申出人から平成二十六年十一月五日付けをもって提起された平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。
決定の理由

当委員会は、以下の理由からこの異議申出が不適法であるため、平成二十六年十二月二日付けで、平成二十六年十二月十七日までに補正することを命じたが、この期限までに補正がなされなかった。

よって、主文のとおり決定する。

一 表題に記載誤りがあること。

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百六条第一項の規定により準用する

行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条第一項第四号に規定する「異議申出の趣旨及び理由」に関する主張が明確に記載されていないこと。

三 同様に行政不服審査法第十五条第一項第三号に規定する「異議申出に係る処分があったことを知った年月日」が記載されていないこと。

四 申出人が選挙人であることが確認されなかったこと。

平成二十六年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第十三号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関し、広島県三原市須波二丁目六番二号中山和幸から提起された異議の申出について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十七条第一項の規定により同年十二月二十二日次のとおり決定し、公職選挙法第二百五十五条の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

決定書

異議申出人

住所 広島県三原市須波二丁目六番二号
氏名 中山和幸

右記異議申出人から平成二十六年十一月五日付けをもって提起された平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主文

この異議の申出を却下する。

決定の理由

当委員会は、以下の理由からこの異議申出が不適法であるため、平成二十六年十二月二日付けで、平成二十六年十二月十七日までに補正することを命じたが、この期限までに補正がなされなかった。

よって、主文のとおり決定する。

- 一 表題に記載誤りがあること。
- 二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項の規定により準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項第四号に規定する「異議申出の趣旨及び理由」に関する主張が明確に記載されていないこと。
- 三 同じく行政不服審査法第十五条第一項第三号に規定する「異議申出に係る処分があったことを知った年月日」が記載されていないこと。
- 四 申出人が選挙人であることが確認されなかったこと。

平成二十六年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第十四号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関し、岐阜県岐阜市神田町四中村君代から提起された異議の申出について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十七条第一項の規定により同年十二月二十二日次のとおり決定し、公職選挙法第二百五十五条の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

決定書

異議申出人

住所 岐阜県岐阜市神田町四
氏名 中村君代

右記異議申出人から平成二十六年十一月五日付けをもって提起された平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主文

この異議の申出を却下する。

決定の理由

当委員会は、以下の理由からこの異議申出が不適法であるため、平成二十六年十二月二日付けで、平成二十六年十二月十七日までに補正することを命じたが、この期限までに補正がなされなかった。

よって、主文のとおり決定する。

- 一 表題に記載誤りがあること。
- 二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項の規定により準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項第四号に規定する「異議申出の趣旨及び理由」に関する主張が明確に記載されていないこと。
- 三 同じく行政不服審査法第十五条第一項第三号に規定する「異議申出に係る処分があったことを知った年月日」が記載されていないこと。
- 四 申出人が選挙人であることが確認されなかったこと。
- 五 本人の押印がないこと。

平成二十六年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第十五号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関し、神奈川県川崎市麻生区百合ヶ丘二丁目一番十号宮崎未来から提起された異議の申出について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十六条第一項において準用する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十七条第一項の規定により同年十二月二十二日次のとおり決定し、公職選挙法第二百十五条の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

決 定 書

異議申出人

住所 神奈川県川崎市麻生区百合ヶ丘二丁目一番十号

氏名 宮崎 未来

右記異議申出人から平成二十六年十一月六日付けをもって提起された平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、福島県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

決定の理由

当委員会は、以下の理由からこの異議申出が不適法であるため、平成二十六年十二月二日付けで、平成二十六年十二月十七日までに補正することを命じたが、この期限までに補正がなされなかった。

よって、主文のとおり決定する。

一 表題に記載誤りがあること。

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十六条第一項の規定により準用する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条第一項第四号に規定する「異議申出の趣旨及び理由」に関する主張が明確に記載されていないこと。

三 同じく行政不服審査法第十五条第一項第三号に規定する「異議申出に係る処分があったことを知った年月日」が記載されていないこと。

四 申出人が選挙人であることが確認されなかったこと。

五 本人の押印がないこと。

平成二十六年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第十六号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関し、宮城県仙台市青葉区大倉字木戸十五番地の十二大野泰隆から提起された異議の申出について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十六条第一項において準用する行政不服

審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十七条第一項の規定により同年十二月二十二日次のとおり決定し、公職選挙法第二百十五条の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

決 定 書

異議申出人

住所 宮城県仙台市青葉区大倉字木戸十五番地の十二

氏名 大野 泰隆

右記異議申出人から平成二十六年十一月五日付けをもって提起された平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、福島県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

決定の理由

当委員会は、以下の理由からこの異議申出が不適法であるため、平成二十六年十二月二日付けで、平成二十六年十二月十七日までに補正することを命じたが、この期限までに補正がなされなかった。

よって、主文のとおり決定する。

一 表題に記載誤りがあること。

二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十六条第一項の規定により準用する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十五条第一項第四号に規定する「異議申出の趣旨及び理由」に関する主張が明確に記載されていないこと。

三 同じく行政不服審査法第十五条第一項第三号に規定する「異議申出に係る処分があったことを知った年月日」が記載されていないこと。

四 申出人が選挙人であることが確認されなかったこと。

平成二十六年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会告示第十七号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関し、伊達市保原町みずほ一番地五島明美から提起された異議の申出について、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十六条第一項において準用する行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第四十七条第一項の規定により同年十二月二十二日次のとおり決定し、公職選挙法第二百十五条の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

決 定 書

異議申出人

住所 伊達市保原町みずほ十一番地五
氏名 島 明美

右記異議申出人から平成二十六年十一月七日付けをもって提起された平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

決定の理由

当委員会は、以下の理由からこの異議申出が不適法であるため、平成二十六年十二月二日付けで、平成二十六年十二月十七日までに補正することを命じたが、この期限までに補正がなされなかった。

よって、主文のとおり決定する。

一 表題に記載誤りがあること。

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項の規定により準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項第四号に規定する「異議申出の趣旨及び理由」に関する主張が明確に記載されていないこと。

三 同じく行政不服審査法第十五条第一項第三号に規定する「異議申出に係る処分があったことを知った年月日」が記載されていないこと。

平成二十六年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会告示第十八号

平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関し、神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目三十六番地十四サンヴェール五〇五加藤愛子から提起された異議の申出について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十七条第一項の規定により同年十二月二十二日次のとおり決定し、公職選挙法第二百十五条の規定に基づき告示する。

平成二十七年一月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

決 定 書

異議申出人

住所 神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目三十六番地十四
サンヴェール五〇五

氏名 加藤 愛子

右記異議申出人から平成二十六年十一月七日付けをもって提起された平成二十六年十月二十六日執行の福島県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出について、福島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

決定の理由

当委員会は、以下の理由からこの異議申出が不適法であるため、平成二十六年十二月二日付けで、平成二十六年十二月十七日までに補正することを命じたが、この期限までに補正がなされなかった。

よって、主文のとおり決定する。

一 表題に記載誤りがあること。

二 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十六条第一項の規定により準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十五条第一項第四号に規定する「異議申出の趣旨及び理由」に関する主張が明確に記載されていないこと。

三 同じく行政不服審査法第十五条第一項第三号に規定する「異議申出に係る処分があったことを知った年月日」が記載されていないこと。

四 申出人が選挙人であることが確認されなかったこと。

平成二十六年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦